

令和7年清瀬市議会第1回臨時会

市長提出議案

議案番号	議 案 名 等	概 要	議 決 日 結 果
議 案 第 1 号	清瀬市立図書館の設置に関する 住民投票条例	地方自治法第74条第1項の規定により、条例制定請求代表者から市長に「清瀬市立図書館の設置に関する住民投票条例」の制定請求があったため、市長は同条第3項の規定により市議会に同条例を付議するものです。 主な内容（概要） 1 条例制定請求代表者 関 根 美保子 氏 他4名 2 直接請求の経緯（概要） (1) 令和6年11月5日 清瀬市立図書館の設置に関する住民投票条例制定請求代表者証明書交付申請書提出（請求代表者→市長） (2) 令和6年11月8日 清瀬市立図書館の設置に関する住民投票条例制定請求代表者証明書交付（市長→請求代表者） (3) 令和6年12月11日 清瀬市立図書館の設置に関する住民投票条例制定請求者署名簿提出（請求代表者→選挙管理委員会） (4) 令和7年1月6日 清瀬市立図書館の設置に関する住民投票条例制定請求者署名簿審査終了（選挙管理委員会） (5) 令和7年1月7日から同月13日まで 清瀬市立図書館の設置に関する住民投票条例制定請求者署名簿縦覧（選挙管理委員会） (6) 令和7年1月15日 清瀬市条例制定請求書提出（請求代表者→市長） (7) 令和7年1月16日 清瀬市条例制定請求書受理（市長） 3 条例（案） 清瀬市立図書館の設置に関する住民投票条例（案）	2月3日 否 決

		(目的) 第1条 この条例は、竹丘、野塩、下宿の各地域図書館及び元町こども図書館の廃止について、市民の意思を明らかにするための住民投票を行い、市政の民主的かつ健全な運営を図ることを目的とする。 (住民投票の実施) 第2条 住民投票は、次のとおり実施する。 (1) 住民投票に付する事項は、地域図書館及び元町こども図書館の存廃について市民の意思を明らかにするため、市民による投票(以下「住民投票」という。)を行う。 (2) 住民投票は、市民の意思が正しく反映されるものでなければならない。この条例の解釈及び運用は、市民の意見表明の自由を保障すると共に、市民の意思形成の機会拡大に資するよう、これを行わなければならない。 (住民投票の執行) 第3条 住民投票は、市長が執行するものとする。 2 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の2の規定に基づき、協議によりその権限に属する住民投票の管理及び執行に関する事務を、清瀬市選挙管理委員会(以下「選挙管理委員会」という。)に委任するものとする。 (住民投票の期日) 第4条 住民投票の期日(以下「投票日」という。)は、この条例の施行の日から60日以内に執行するものとする。 (投票の資格者) 第5条 住民投票の投票資格を有する者(以下「投票資格者」という。)は、本条例の施行の日において、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第21条第1項に規定する選挙人名簿に登録される資格を有する者とする。 (投票の方法) 第6条 住民投票は秘密投票とし、1人1票とする。 2 住民投票を行う投票資格者(以下「投票人」という。)は、竹丘、野塩、下宿の各地域図書館及び元町こども図書館のあり方について、本年3月に改定された「清瀬市図書館設置条例(昭和48年12月24日条例第32号)」の通り「地域図書館及び元町こども図書館を廃止」することに賛成の場合は「廃止」の欄に、同条例を再度改定して竹丘、野塩、下宿の各地域図書館及び元町こども図書館を廃止せずに存	
--	--	---	--

		続を求める場合には「存続」の欄に、自ら「○」の記号を記載して投票箱に入れなければならない。 3 前項に規定する○の記載方法は、○の記号を自書する方法によるものとする。 4 前項の規定に関わらず、心身の故障その他の事由により、自ら投票用紙に○の記号を記入することができない投票人は、投票管理者に申し立て代理投票をさせることができる。 5 点字による投票の方法は、別に定める (情報公開) 第7条 市長は、住民投票の適正な執行を確保するため、市民が適切な情報に基づいて判断できるよう必要な情報提供を行うものとする。 2 市長は、前項に規定する情報の提供に当たっては、中立性の保持に留意しなければならない。 3 選挙管理委員会は、住民投票を実施するに当たって、住民投票広報の発行、住民投票広報広告の掲載その他の投票資格者が投票の判断をするのに必要な広報活動を行うと共に、投票条件に関わる情報の公開、提供に努めなければならない。 4 選挙管理委員会は、前項の広報活動及び情報の公開、提供に際しては、投票案件に対する「廃止」及び「存続」の意見を公平かつ中立に扱うよう留意しなければならない。 (住民投票運動) 第8条 住民投票運動は自由とする。ただし、買収、脅迫等投票資格者の自由な意思が拘束され、若しくは不当に干渉され、又は市民の平穏な生活環境が侵害されるものであってはならない。 (投票及び開票) 第9条 前条までに定めるもののほか、投票時間、投票場所、投票立会人、開票時間、開票立会人、その他住民投票の投票及び開票に関し必要な事項は、規則で定めるほか、公職選挙法、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）の規定の例による。 (住民投票結果の告示等) 第10条 選挙管理委員会は、開票を行い投票結果が確定したときは、直ちにこれを公表すると共に、当該公表の内容を市長及び市議会に報告しなければならない。	
--	--	---	--

		(投票結果の尊重) 第11条 市長及び市議会は、住民投票の結果を尊重しなければならない。この場合において、投票した者の「廃止」または「存続」のいずれか過半数の結果の重みを斟酌しなければならない。 (規則への委任等) 第12条 この条例に定めるもののほか、住民投票の施行に必要な事項は、規則で定める。 附 則 (施行期日) 1 この条例は公布の日から施行する。 (この条例の失効) 2 この条例は、住民投票の実施の日の翌日から起算して90日を経過した後に、その効力を失う。 所管課 総務課	
議案第1号に対する修正動議	清瀬市立図書館の設置に関する住民投票条例に対する修正案	清瀬市立図書館の設置に関する住民投票条例の一部を次のように修正する。 第5条中「、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第21条第1項に規定する選挙人名簿に登録される資格を有する者とする。」を「、清瀬市（以下「本市」という。）に住所を有する年齢満16歳以上の次の各号のいずれかに該当する者であつて、4項に規定する投票資格者名簿に登録されている者とする。」に改め同条に次の2号を加える。 (1) 年齢満16歳以上の日本国籍を有する者で、引き続き3月以上本市に住所を有する者（その者に係る本市の住民票が作成された日（他の市町村から本市に住所を移した者で住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日）から引き続き3月以上本市の住民基本台帳に登録されている者に限る。） (2) 年齢満16歳以上の定住外国人で、引き続き3月以上本市に住所を有する者（その者に係る本市の住民票が作成された日（他の市町村から本市に住所を移した者で住民基本台帳法第22条の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日）から引き続き3月以上本市の住民基本台帳に登録されている者に限る。） 第5条に次の4項を加える。	2月3日 否 決

		2 前項第2号に規定する定住外国人とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。 (1) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に定める特別永住者 (2) 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第2の上欄に掲げる永住者の在留資格をもって在留する者 3 第1項の規定にかかわらず公職選挙法(昭和25年法律第100号)第11条第1項各号に掲げる者は住民投票の請求の資格及び投票権を有しないものとする。 4 選挙管理委員会は、投票資格者の名簿(以下「投票資格者名簿」という。)を調製しなければならない。 5 選挙管理委員会は、告示の日の前日(年齢については、当該住民投票の期日)現在により、投票資格者名簿に登録される資格を有する者を当該告示の日の前日に投票資格者名簿に登録しなければならない。	
--	--	--	--